

○かすみがうら市重点促進区域における緑地面積率等を定める条例

平成21年9月28日

条例第27号

改正 平成30年3月30日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における重点促進区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地面積率等について、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び工場立地法の規定の例による。

(緑地面積率等)

第3条 重点促進区域における緑地面積率等は、次表のとおりとする。

区域の種別	重点促進区域名	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
乙種区域	土浦・千代田工業団地等地域、逆西工業団地等地域	100分の10以上	100分の15以上
丙種区域	向原工業団地等地域、西山工業団地等地域、天神工業団地等地域、加茂工業団地等地域	100分の5以上	100分の10以上

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 次項に掲げる場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における乙種区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq (P/\gamma) (0.1 - G_0/S)$$

ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - G_0/S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは、 $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 及び $G_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq (P/\gamma) (0.15 - E_0/S)$$

ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - E_0/S) > 0.1S - E_1 > 0$  のときは、 $E \geq 0.15S - E_1$  とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$  のときは、 $E \geq 0$  とする。

これらの式において、 $E$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $E_0$ 、 $S$  及び  $E_1$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設の面積

$P$  当該変更に係る生産施設の面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届けられた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

$S$  当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届けられた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が第3条の表の乙種区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - G_0 / S)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$  のときは、 $G \geq 0.1S - G_1$  とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$  のときは、 $G \geq 0$  とする。

これらの式において、 $G$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $G_0$ 、 $S$  及び  $G_1$  は、それぞれ次の数

値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$  j業種についての法準則別表第1下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) \quad (0.15 - E_0 / S)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) \quad (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$  のとき

は、 $E \geq 0.15S - E_1$  とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$  のときは、 $E \geq 0$  とする。

これらの式において、E、n、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E_0$ 、S及び $E_1$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$  j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届けられた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届けられた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 4 前2項の規定は、既存工場等が第3条の表における丙種区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、附則第2項及び附則第3項中「0.1」とあるのは「0.05」と、「0.15」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年3月30日条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。